

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の実施方針(案)に関する意見への回答

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|---|----|---|------|---|-----|---|-----|---|-----------|--|--|
| 1 | 4 | 第1 | 1 | (11) | | | | | | | <p>「運営権者は、事前に市の承認を得た場合を除き、代表企業、構成員及び協力企業以外の者に委託等はできない。」とありますが、SPC(運営権者)の効率的経営のための自由度を確保するために、再委託できない業務は経営や計画に限定すべきと考えます。</p> <p>【代案】 「運営権者は、事前に市の承認を得た場合を除き、代表企業、構成員及び協力企業以外の者に委託等はできない。」を削除し、「以下の(ア)、(イ)の業務は委託等を禁じる。」とする。</p> | <p>運営権者として主体的に行わなければならない経営等に関する一部の業務は委託禁止業務とし、事実行為に関する設計・施工・維持管理等の業務は含めない予定である。なお、詳細は実施契約書(案)の公表時に提示する予定である。</p> |
| 2 | 4 | 第1 | 1 | (11) | | | | | | | <p>「運営権者は、事前に市の承認を得た場合を除き、代表企業、構成員及び協力企業以外の者に委託等はできない。」とありますが、SPCの経営の自由度が損なわれるため、委託可能な業務は代表企業、構成企業、協力企業といった応募時に関わった企業に限定するべきではないと思料します。</p> <p>【代案】 「運営権者は、事前に市の承認を得た場合を除き、代表企業、構成員及び協力企業以外の者に委託等はできない。」を削除。</p> | <p>意見として承る。</p> |
| 3 | 4 | 第1 | 1 | (11) | | | | | | 事業の範囲について | <p>【意見】 ”なお、…委託等はできない。”とあるが、改築時の設計業務や法定点検、植栽等、専門企業への委託等は必須であり、違和感を感じます。</p> <p>【代案】 ”また、運営権者が委託する場合の詳細な条件は、今後公表する募集要項で示す。”程度で良いのではないのでしょうか。</p> | <p>運営権者として主体的に行わなければならない経営等に関する一部の業務は委託禁止業務とし、事実行為に関する設計・施工・維持管理等の業務は含めない予定である。なお、詳細は実施契約書(案)の公表時に提示する予定である。</p> |
| 4 | 5 | 第1 | 1 | (3) | エ | (ウ) | | | | | <p>運営権者の業務として三浦資源ユーズが管理するバイオマス施設の維持管理を追加いただけないでしょうか。</p> <p>【代案】 「運営権者は、三浦資源ユーズが管理するバイオマス施設の維持管理業務についても提案することができる」を加筆</p> | <p>三浦資源ユーズが管理するバイオマス施設については、本事業の対象外である。</p> |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|---|----|---|------|---|-----|---|-----|---|------------------|---|---|
| 5 | 5 | 第1 | 1 | (3) | エ | (ウ) | | | | | 任意事業として将来的に市の下水道事業以外の施設管理を貴市と協議の上で追加できる可能性を追記いただけないでしょうか。 【代案】 「運営権者は市に対して下水道事業以外の公共施設の維持管理を受託することについて提案することができる。市はこの提案を審査し市にもメリットがあると判断した場合は契約を締結する。」 | (個別対話で回答する。) |
| 6 | 7 | 第1 | 1 | (12) | エ | (ウ) | | | | 業務の引継ぎ | 「市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本事業終了日の180～90日前までに行うこととし、」とあります。これを「市又は市の指定する第三者への業務の引継ぎは原則として本事業終了日の180～90日前までに行うこととするが、市又は市の指定する第三者の帰責事由により引継ぎ期間が前後したり、延長した場合はこの限りではない。」とすることを希望します。 | 原案どおりとする。不測の事態が発生した場合は協議によるものとする。 |
| 7 | 8 | 第1 | 1 | (12) | エ | (ウ) | | | | 業務の引継ぎの費用負担について | 【意見】 費用負担について、次のような追記を希望します。 【代案】 市又は市の指定する第三者の費用はそれぞれが負担する。また、市又は市の指定する第三者が希望した引継実施に必要な運営権者の費用は、市又は市の指定する第三者が負担する。 | 原案どおりとする。本事業期間終了時の引継ぎ等に関する運営権者に発生した費用は、運営権者の負担とする。 |
| 8 | 8 | 第1 | 1 | (12) | エ | (ウ) | | | | 表1-2に記載された期日について | 【意見】 実施契約の締結期日以降に、引継ぎ期間があるべきではないでしょうか。 【代案】 引継ぎ: 令和4年10月→11月 | 原案どおりとする。基本協定の締結(令和4(2022)年7月)以降、引継ぎ期間を設定している。 令和5(2023)年1月～3月は運営権者の本事業開始までの準備期間としており、手続き等において時間を要するものは、市と運営権者で調整する。 |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|------|---|-----|---|-----|---|--------------|---|---|
| 9 | 10 | 第1 | 1 | ### | カ | | | | | 利用料金未納者への対応 | 市と運営権者は利用料金收受代行業務に係る契約を別途締結し、市は水道料金とともに下水道使用料と下水道利用料金を徴収する立て付けとなっております。なお、支払い督促業務については、市で行う事となっておりますが、未収の利用料金は運営権者の債権となり、債権回収については運営権者が行うが、債権回収時期については市と協議となっております。コンセッションの立て付け上、債権が運営権者となる事は仕方ないと考えますが、支払い督促・滞納整理等の業務を水道料金と共にスムーズに行うとの観点からすると、下水道利用料金債権も市とする事をご検討ください。 | (個別対話で回答する。) |
| 10 | 10 | 第1 | 1 | (14) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 「ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。」とあります。これに対し「未収率の増大等、運営権者の事業性に影響がある場合は、市または運営権者の発案により市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。」の追加を希望します。 | 原案どおりとする。当該リスクは、リスク分担表にある需要変動リスクである。 |
| 11 | 10 | 第1 | 1 | (14) | カ | | | | | 利用料金の未納者への対応 | 「ただし、未収の利用料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行う。」とあります。これに対し「未納者に対する督促業務に加え、未納者に対する給水停止の要否判断は市の責任とする」を追記いただくことを希望します。 | ご意見として承る。 現在の想定では、運営権者から市へ委託する利用料金收受代行業務委託契約には、未納者徴収業務、督促、催告及び給水停止業務を含むこととし、最終的な債権回収業務は運営権者が行うこととする。 |
| 12 | 13 | 第1 | 2 | (2) | | | | | | 選定結果の公表について | 【意見】 特定事業の選定結果を公表する前に、PFI-LCCやVFMに対する、質問等を受け付けていただけないでしょうか。 【代案】 PFI-LCC算定内容に対する質問期間の設定する。個別対話も希望します。 | (個別対話で回答する。) |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|------------------|---|---------------------------|
| 13 | 14 | 第2 | 2 | | | | | | | 募集及び選定スケジュール(予定) | 令和3年9月募集要項等に関する説明会、現地見学会以降、令和4年1月現地視察及び競争的対話までのスケジュールをそれぞれ2ヶ月程度前倒して頂くことを希望します。 | 現地視察及び競争的対話の実施時期は再度、検討する。 |
| 14 | 15 | 第2 | 3 | (1) | オ | | | | | | 運営権者の業務は代表企業、構成企業といった個別の企業が行うものではなく、これらの企業がSPCを組成し、そのSPCが実体を持って(全て外注委託するのではなく)独自に創意工夫して行っていくものと考えます。従って、業務の実施については、参加表明書等によって応募時に明記し確定するものではないと思料します。 【代案】 オについては全文を削除する。 | 意見として承る。 |
| 15 | 16 | 第2 | 3 | (2) | カ | | | | | | 応募グループに加わることができる企業が限られる、あるいは、参加への障壁になる可能性があるので、貴市の入札参加資格者名簿等への登録を全ての応募者に要求すべきではないと思料します。 【代案】 カの要件は、代表企業のみが満たす必要があることとする。 | (個別対話で回答する。) |
| 16 | 17 | 第2 | 3 | (3) | | | | | | | 応募グループに加わることができる企業が限られる、あるいは、参加への障壁になる可能性があるので、「かながわ電子共同システムの入札参加資格の認定」をすべての構成員に要求すべきではないと思料します。 【代案】 「応募企業、構成員は、かながわ電子共同システムの入札参加資格の認定を受けており」を「代表企業は、かながわ電子共同システムの入札参加資格の認定を受けており」に変更する。 | (個別対話で回答する。) |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-------|---|--------------|
| 17 | 17 | 第2 | 3 | (3) | | | | | | | <p>個別の業務実施については、運営権者がその都度適切な企業を選定することが、効率的な事業実施において最も重要なことになることから、応募企業、構成員と個別業務の実施を直接的に結び付けて考え、構成員等に資格、実績等の要件を細かく要求すべきではないと思料します。</p> <p>これらについては、運営権者が業務を実施するにあたって、委託等をする場合の委託先に求める要件として、要求水準に規定することで、十分に対応が可能であると考えます。</p> <p>【代案】 「(3)業務実施企業に求められる要件」については、実施方針の構成員等に求める要件ではなく、運営権者が外注、委託する場合の要件として要求水準書に規定する。</p> | (個別対話で回答する。) |
| 18 | 23 | 第3 | 1 | | | | | | | リスク分担 | <p>48ページ記載の別紙3水量変動リスクについて、人口増減等による水量変動については、運営権者側で負いづらいリスクです。このため、要求水準書で設定した範囲を超える流入水量変動については、市側のリスクとしてご検討をお願いします。</p> <p>また、運営権者として適切なリスク管理をおこなうために、要求水準書案の別紙5、別紙6については、契約期間(R5~25)について、お示しいただきたくご検討をお願いします。</p> | (個別対話で回答する。) |
| 19 | 23 | 第3 | 1 | | | | | | | リスク分担 | <p>48ページ記載の別紙3汚泥処理リスクについて、汚泥の受入先、受入条件変更による汚泥処理費増大について、市と運営権者での協議となっております。</p> <p>公表されている平成28年度の審議会討議資料を拝見すると、今回の事業では三浦市内最終処分場”三浦地域資源リユーズ株式会社”へ持ち込むことが義務づけられていると理解しています。本リスクについては市のリスクとしていただくよう、ご検討をお願いします。</p> | (個別対話で回答する。) |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|--------|--|--------------|
| 20 | 23 | 第3 | 1 | (1) | ア | | | | | | <p>不可抗力については、先般、内閣府政策統括官からの「PFI 事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」(令和2年7月7日)において、「。新型コロナウイルス感染症の影響により 通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしても事業の設計・建設・維持管理・運営等に支障が生じるといえる場合は、基本的に「不可抗力」によるものと考えられます。」との見解が出されております。従いまして、本事業においても、実施契約書等において明示列挙される不可抗力の例に、「疫病」が加えられることが望ましいと思料します。既に運営中のコンセッションにおいても、先進的に取り入れて契約書において「疫病」を記載している、優れた事例もございます。</p> <p>【代案】 「豪雨、暴風、(中略)テロ、疫病等その他の自然的又は人為的な現象のうち」とする。</p> | (個別対話で回答する。) |
| 21 | 24 | 第3 | 1 | (2) | ア | | | | | 瑕疵担保期間 | <p>「施設の更新前に、対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後12か月以内に限り運営権者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができる。」とあります。 これを「24か月以内」にさせていただくことを希望します。</p> | (個別対話で回答する。) |
| 22 | 24 | 第3 | 1 | (2) | イ | | | | | 瑕疵担保責任 | <p>対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵が・・と変更願います。(アと記載内容を合わせる)</p> | (個別対話で回答する。) |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|------------------------|--|-----------------------------|
| 23 | 24 | 第3 | 1 | (3) | | | | | | 国の特定法令等変更及び市の特定条例変更等変更 | <p>「本事業期間中に、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由(以下「特定法令等変更」という。)が生じた場合、運営権者及び市に生じた損失は、各自負担する。」あります。</p> <p>これに対し「国の特定法令等変更及び市の特定条例変更等変更により運営権者に損失が生じた場合、利用料金の設定割合の改定を原則とする。ただし、利用料金の設定割合の改定までの一時的な立替費用は運営権者負担とする。また利用料金設定割合の改定によっても運営権者の損失が補填されない場合は市負担とする。」にさせていただくことを希望します。</p> | 意見として承る。なお、詳細は実施方針等の公表時に示す。 |
| 24 | 24 | 第3 | 1 | (5) | ア | | | | | 物価変動 | <p>下水処理場運営における薬品費・電力料金単価・人件費の高騰は、この経営状況に直結します。今回は長期にわたる契約のため、契約当初に各単価の基準値を設け、この基準値に対し変動があった際に、市と運営権者がリスクを取る形に変更検討をお願いします。</p> <p>特に別紙5で示されている考え方では、当該年度が契約1年目か、価格見直しの前年となるのか不明です。</p> <p>また、電気単価変動発令条件が3ポイント、薬品費変動発令条件が1.5は、事業者側に厳しい条件と考えます。</p> <p>このため、「薬品費・電力料金単価・人件費については、契約初年度の単価を基準値とし、毎年この変動幅を確認、変動幅1ポイントを基準の変動幅としたうえ、上がる場合は市側の負担とし、下がる場合は市側へ返金する。」案がよろしかと考えます。</p> | (個別対話で回答する。) |
| 25 | 24 | 第3 | 1 | (6) | イ | | | | | 国補助金制度の変更等 | <p>「国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、市と運営権者は、協議の上で計画の見直しなどを行い、交付額に応じた改築の実施を原則とする。」とあります。</p> <p>これに対し「なお、改築計画が変更となる場合で、維持管理に大きな負担増が発生することを、運営権者が合理的に説明できる場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。ただし、利用料金の設定割合の改定までの一時的な立替費用は運営権者負担とする。また利用料金設定割合の改定によっても運営権者の負担が補填されない場合は市負担とする。」を追記させていただくことを希望します。</p> | (個別対話で回答する。) |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|----------|--|---|
| 26 | 30 | 第5 | | | | | | | | 実施契約 | 現時点では実施契約書案も開示されていないため、事業全体の契約構成が不明であり、事業構造も不透明な箇所があるため、評価しづらいです。 (例) ・実施方針案11ページ(17)で記載の”市が公益上の理由を検討したうえ、改築増築を行う”場合の運営を運営権者が行う場合の、運営費用負担はどちらになるのか？” ・実施方針案32ページ(3)ア(ア)で記載の”滅失”の定義は？ ・市がコンセッション導入で考えるVFMは？ 等 運営権者候補として、適切にリスク管理を行うため、対話を引続きお願いしたい。 | (個別対話で回答する。) |
| 27 | 31 | 第6 | 1 | (1) | イ | (ウ) | | | | 解除措置 | 「運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとするが、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算しない。」とあります。 これに対し、前半は削除し、「市は、残事業期間に係る運営権対価を精算する。」としていただくことを希望します。 | 運営権対価は一括又は分割として事業者の提案に委ねるため、各状況に応じた記載を再度整理する。 |
| 28 | 32 | 第6 | 1 | (2) | イ | (ウ) | | | | 解除又は終了措置 | 「運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。」とありますが、前半は削除し、「市は、残事業期間に係る運営権対価を精算する。」としていただくことを希望します。 | 運営権対価は一括又は分割として事業者の提案に委ねるため、各状況に応じた記載を再度整理する。 |
| 29 | 32 | 第6 | 1 | (3) | ア | (イ) | | | | 解除又は終了事由 | 「不可抗力を原因とする ～ (中略) ～ 市は実施契約を解除する」とあります。 これに対し不可抗力による解除権は運営権者側も行えるよう「市又は運営権者は実施契約を解除することができる」にしていたきたくことを希望します。 | (個別対話で回答する。) |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|---------------|--|---|
| 30 | 32 | 第6 | 1 | (3) | イ | (ウ) | | | | 解除又は終了措置 | 「運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。」とありますが、前半は削除し、「市は、残事業期間に係る運営権対価を精算する。」としていただくことを希望します。 | 運営権対価は一括又は分割として事業者の提案に委ねるため、各状況に応じた記載を再度整理する。 |
| 31 | 32 | 第6 | 1 | (4) | イ | (エ) | | | | 解除措置 | 「運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。」とありますが、前半は削除し、「市は、残事業期間に係る運営権対価を精算する。」としていただくことを希望します。 | 運営権対価は一括又は分割として事業者の提案に委ねるため、各状況に応じた記載を再度整理する。 |
| 32 | 33 | 第6 | 1 | (5) | イ | (ウ) | | | | 解除措置 | 「運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。」とありますが、前半は削除し、「市は、残事業期間に係る運営権対価を精算する。」としていただくことを希望します。 | 運営権対価は一括又は分割として事業者の提案に委ねるため、各状況に応じた記載を再度整理する。 |
| 33 | 40 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「特定条例変更リスク」について、議会の決定も当然に貴市の意思であり、貴市が発注する事業であることから、特定条例変更により事業又は事業者に与えた損失は貴市の負担として頂きたい。 (代案:「協議」の表記を削除し、貴市の負担を「○」とする) | (個別対話で回答する。) |
| 34 | 40 | | | | | | | | | 別紙3リスク分担表 | 【意見】 共通_制度関連_特定法令変更リスクにおいて、内容に運営権者に不当な影響を及ぼすとあり、そのような場合は、備考にある各自負担ではなく、協議にしていただけないでしょうか。 【代案】 三浦市、運営権者の欄に協議と記載する。 | 意見として承る。なお、詳細は実施方針等の公表時に示す。 |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|---------------|---|---|
| 35 | 40 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「一般法令変更リスク」について、備考欄に「運営権者が負担する費用が著しく増減する場合」との記載があるが、「著しく」の解釈において貴市と運営権者の見解に相違が発生する可能性があると思料されるため、具体的な程度を示して頂きたい。 (代案:●円以上や●%以上の具体的数値を表記する) | (個別対話で回答する。) |
| 36 | 40 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「制度関連／特定法令変更リスク」の運営権者負担を削除いただくことを希望します。 | 意見として承る。なお、詳細は実施方針等の公表時に示す。 |
| 37 | 41 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「制度関連／入札・契約／入札手続リスク／本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合」の運営権者負担を削除いただくことを希望します。 | (個別対話で回答する。) |
| 38 | 41 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「制度関連／税制変更リスク／当該事業に関する税制度新設、変更」の運営権者負担を削除し、貴市と運営権者の協議としていただくことを希望します。 | 原案どおりとする。税制度新設、変更のリスクは一般的に事業を実施する上での運営権者のリスクである。ただし、運営権者の負担が著しく増減する場合は利用料金設定割合の改定について協議することとしている。 |
| 39 | 42 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「社会／第三者損害リスク／保守点検計画、保守点検の実施の有無に関わらず、不具合が生じた場合の第三者への賠償」に貴市負担を追加していただくことを希望します。 | 当該箇所について、不明瞭な記載となっており実施方針(案)を修正する。 |
| 40 | 45 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「経営／未払料金リスク／利用料金の滞納による減収」に貴市負担を追加していただくことを希望します。 | ご意見として承る。 |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|--------------------------|---|--------------|
| 41 | 46 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「維持管理運営／施設瑕疵リスク」で、「本事業開始後、12か月以内に運営権者が発見し、市へ報告のあった施設瑕疵リスク」とありますが、24か月以内に変更していただくことを希望します。 | 原案どおりとする。 |
| 42 | 47 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「維持管理運営／更新前の施設瑕疵リスク／事業開始後に対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合」で、実施契約締結日から12か月間に限り、運営権者は市に瑕疵担保請求を行うことができる(12か月あれば、引渡後に運営権者が対象施設の全体を運用するのに十分と考えられ、それ以上の場合は帰責主体が分かりにくくなる)。とありますが、24か月に変更していただくことを希望します。 | 原案どおりとする。 |
| 43 | 47 | | | | | | | | | 別紙3 リスク分担表 | 「募集要項等市が事業者の開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合」について運営権者負担となっています。これに対し運営権者の負担を削除し、市の負担に変更していただくことを希望します。 | (個別対話で回答する。) |
| 44 | 48 | | | | | | | | | 別紙3 管路破損等に起因する道路陥没リスク | 「本事業開始後、12か月以内に運営権者が発見し、市への報告のあった管路破損等に起因する道路陥没リスク」のみが貴市負担となっていますが、通常の調査では発見しえないような管路の破損によって生じた道路陥没までも、12か月という期間を超えたことのみによって全てを運営権者負担とするのは過度なリスク負担と考えます。 【代案】 「本事業開始後、12か月以内に(中略)報告のあった管路破損、及び、運営権者の通常の調査や維持管理において発見できないと合理的に判断できる破損等に起因する道路陥没リスク」は貴市負担とする。 | (個別対話で回答する。) |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | (a) | ① | 項目等 | 意見内容 | 12月28日回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|---|-----|---|--------------------------|---|--------------|
| 45 | 48 | | | | | | | | | | 「維持管理運営／汚泥処理リスク」で、「汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処理費用の増大」は協議とありますが内容欄に「貴市と汚泥リサイクル受注者との契約により運営権者の費用増大は貴市負担とする」を追加いただくことを希望します。 | (個別対話で回答する。) |
| 46 | 50 | | | | | | | | | 別紙3 国庫補助金等内示不足による工期遅延 | 短期事業計画書(5年間の経営、改築、維持管理に対する計画)の市の承諾を受けた以降の国補助金交付額相違に関するリスクは市負担としていただきたくことを希望します。 | (個別対話で回答する。) |